

内閣総理大臣	野田	佳彦	様
厚生労働大臣	小宮山	洋子	様
財務大臣	安住	淳	様
経済産業大臣	枝野	幸男	様
文部科学大臣	中川	正春	様
環境大臣	細野	豪志	様
震災復興対策担当大臣	平野	達男	様
国会議員	各	位	

2011年12月1日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

被災者の医療費一部負担金免除の延長・継続と、 民間医療機関の復旧・復興に向けた公的助成の実現を求める要望

前略 東日本大震災からの復旧・復興に対するご尽力に敬意を表します。

この間、被災者医療及び医療提供体制の確保に向けた取り組みが進められていますが、東日本大震災発生から9カ月近くになった今も、医療提供体制の復旧・復興は大変おくれており、被災者医療の確保についても多くの課題が山積しています。

被災地の復旧・復興のためには、住民の命と健康を支える民間の医科・歯科診療所、民間病院の復旧・復興が欠かせません。

被災者及び被災医療機関をめぐる現状を踏まえれば、下記要請事項の実現は喫緊の課題です。早急な実現にご尽力いただけますよう、強く要望いたします。

要請項目

I 被災者医療の確保等について

1. 被災者の医療費一部負担金免除の延長・継続について

- ① 被災者の医療費一部負担金免除期間を来年2月末で区切らず、被災前の生活に戻るまで、免除措置を延長・継続すること。
- ② 国保料軽減世帯を一部負担金免除措置対象者に追加すること。

2. 失業手当の給付期間の再延長

小宮山厚労大臣は22日の閣議後記者会見で、被災3県の沿岸部等45市町村で210日間延長されている失業手当の給付期間の再延長をしないことを明らかにしたが、これらの地域では漁港など働く場所の復旧が未だに進まず、失業手当の延長見送りは、被災者の生活を奪いかねない。失業手当の給付期間の再延長を行うこと。

3. 被災者等に対するワクチン接種の確保について

- ① インフルエンザ、肺炎球菌などの任意接種ワクチンを含め、被災者に対する予防接

種を公費負担により実施すること。

- ② 被災地で瓦礫撤去などに従事する方で、破傷風ワクチンの接種を希望する者については、その費用の全額を国が負担すること。

4. 福島原発事故に対する対応について

- ① 福島原発事故と放射能汚染状況の正確かつ迅速な公開と、原発事故の一刻も早い収束を図ること。
- ② 放射性物質の除染と仮置き場・中間貯蔵施設・最終処理施設の確保、処分法の確立と費用負担を行うこと。
- ③ 「県民健康管理調査」を18歳未満に限定せず、全ての県民及び県外の高濃度汚染地域に広げること。
- ④ 早期発見・早期治療を保障するために県内各地区に拠点病院を設置し、自己負担なしの定期検診制度と「患者窓口負担なし」の医療受診を実施すること
- ⑤ 国は、福島原発事故により放出された放射性物質から国民の健康を守るために「原発事故国民健康支援法」(仮称)を制定すること。
- ⑥ 保健・医療関係者に対し、放射線被曝による身体的健康への影響に対する科学的エビデンスに基づいた情報を平易な言葉で提供する体制を早急に確立すること。
- ⑦ 国と東京電力はこれらの要望を実現するために基金のみならず必要かつ十分な財政を確保すること。
- ⑧ 福島原発事故による生活・営業損害については、いわゆる風評被害も含め、原発事故がなければ生じなかった損害を全面的に補償するとともに、元通りの生活・営業ができるまで補償を行うこと。その費用は東京電力が支払うこととし、国がその履行に責任を持つこと。

5. 住民の健康管理について

- ① 全ての仮設住宅、避難所等で、巡回診療や訪問診療体制の整備、医療機関までのシャトルバスの運行など、必要に応じて医療や歯科医療が受けられるようにすること。
- ② 仮設住宅入居者に対する歯科医療確保のため、歯科訪問診療料の算定要件のうち「常時寝たきり状態」については仮設住宅入居者には適用せず、要件を緩和すること。
- ③ 感染症爆発の危機回避のためにも、衛生確保を早急に図ること。
- ④ 被災による廃棄物には、アスベストや化学物質など、様々な有害物質が混在している。放射能を含め、被災地における全ての有害物質について、大気・土壌・水・海、飲食物におけるモニタリングを広範囲に行うこと。モニタリングにあたっては、検査基準等の方法を明示し、網羅的に継続的に実施すること。また、モニタリング情報を公開するとともに、こうした有害物質から身を守るための防護対策を行うこと。
- ⑤ 「心のケア」など長期的な見通しにたった継続的な医療支援を行うこと。
- ⑥ 全ての仮設住宅、避難所等において、暖房及び加湿機能を確保すること。

II 民間医療機関の復旧・復興に向けた公的助成の実現等について

1. 民間医療機関の復旧・復興に向けた公的助成の実現について

- ① 医療施設等災害復旧費補助金の対象に、災害救助法で指定された地域に被災した全

ての民間医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所等）を追加し、遡及適用すること。

- ② 東日本大震災で被害を受けた医療機関等が来年度に復旧・復興する場合を踏まえ、東日本大震災に対する医療施設等災害復旧費補助金を来年度予算化すること。

2. 被災県に対する地域医療再生交付金の取扱いについて

- ① 被災県の地域医療再生交付金の活用は、被災した民間医療機関の復旧・復興を優先するよう、県に案内すること。
- ② 被災3県の地域医療再生基金をさらに積み増して、被災医療機関の復旧・復興や、地域医療再生を実現すること。

3. 独立行政法人福祉医療機構が実施する災害復旧のための「医療貸付事業」について

- ① 災害復旧のための医療貸付事業は、9月16日現在で55億5880万円の貸付実績しかない（今年度予算は1700億円）。実績が少ないのは、復旧のための資金不足等に原因があるが、貸付利率等にも原因がある。災害復旧のための医療貸付事業は融資の全期間を無利子とし、返済開始時期や融資期間を延長すること。また、貸付限度額を大幅に引き上げること。
- ② 今年度執行できなかった貸付事業の予算については、来年度予算に積み増しすること。貸付実績がなかった

4. 二重債務対策を大幅に増額し、災害により被災した医療機関が二重ローンや二重のリース料に苦しまないよう、必要な手立てを早急にとること。